

確定申告等相談会のご案内

令和2年分の確定申告等の申告相談会を町および税務署において次のとおり開催します。申告は、町民の皆様が、適正な課税や行政サービスを受けるために、必要な手続きです。

今年は税制改正に伴い各種控除制度の変更や新型コロナウイルスによる各種給付金等の支給がっておりますので、早めの準備・相談をお願いします。

また、確定申告される際は、新型コロナウイルス感染症対策として、できるだけ申告書はご自宅からパソコンやスマートフォン、タブレットで国税庁ホームページを利用して作成し、e-Taxによる送信又は印刷して郵送等による提出をお願いします。

【町開設の申告相談会場】

全戸に配布しています「令和3年度（令和2年分）町県民税・国民健康保険税の申告相談について」にて地区割の日程および必要書類等をご確認ください。

【税務署開設の申告相談会場】

〈開設場所〉「熊本城ホール（1階展示ホール）」（熊本市中央区桜町3-40）

〈開設期間〉令和3年2月16日（火）から令和3年3月15日（月）まで（土日祝日を除く。）
ただし、令和3年2月21日及び2月28日に限り日曜日も開設します。

〈受付時間〉午前9時から午後4時まで

〈事前作成会〉令和3年2月3日（水）から2月15日（月）まで

令和2年分の申告に限っては、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月16日（火）よりも前から申告相談をお受けしています。（受付時間・開設場所は同じ）

※令和3年2月3日（水）から3月15日（月）までの期間、熊本東税務署には申告相談会場を設けておりませんのでご注意ください。

【新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします】

税務署が開設する申告相談会場では、感染症の感染拡大防止の観点から、以下のお願いをしています。

○申告相談会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。

なお、整理券は、会場で当日配付のほか、LINEでも事前発行しています。

○咳・発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、来場をご遠慮いただいております。

○来場者の皆様の健康と安全を考慮し、職員も手洗い・うがいやマスク着用など、感染予防策を講じています。来場者の皆様についても、手洗いやマスクの着用など、感染予防へのご協力をお願いします。

○令和2年分の申告相談会場では、混雑を回避するため、状況に応じて後日の入場をお願いする場合があります。できるだけ申告書はご自宅からパソコンやスマートフォン、タブレットで国税庁ホームページを利用して作成し、e-Taxによる送信又は印刷して郵送等による提出をお願いします。

問合せ先 山都町役場税務住民課 ☎ 72-1128

熊本東税務署（電話 096-369-5566）※自動音声案内

確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。「確定申告電話相談センター」におつなぎします。（令和3年1月14日（木）から3月15日（月）まで）

あなたを守る 消費生活相談室

☆県庁などの公的機関を名乗る不審な電話にご注意を！

相談事例

高齢者宅に県庁職員を名乗る電話があり、銀行の口座番号を尋ねられたため、口座番号を教えてくださいました。どのように対応すればいいか。

☆消費者へのアドバイス

○公的機関の職員が個人情報や電話でお尋ねすることはありません。

公的機関の職員が個人情報（口座番号・暗証番号・預金額）をお尋ねすることはありません。そのような電話がかかってきた場合は絶対に答えないようにしましょう。電話を早急に切って、消費生活相談室や警察署等に相談してください。

○通帳記帳を行い、不正引き出しの被害にあっていないか確認しましょう。

事例のような状況に遭う遭わないに関わらず、定期的に通帳記帳を行い、不正な引出しが行われていないか確認しましょう。万が一、身に覚えのない引出しがあった場合は金融機関に連絡しましょう。

☆上益城5町消費生活相談室

「あれ、おかしいな」と思ったら、「ひとりで悩まない・決めない」で上益城5町消費生活相談室や、県消費生活センターにご相談ください。

上益城5町は、広域連携により、各町の垣根を越えた相談室を設置しています。

月曜日～金曜日まで、借金問題、商品・サービス、インターネット・クレジットの契約問題など、あらゆるトラブルの解決に向けて、専門の相談員が無料で相談に応じています。（山都町の相談室には、平成31年度は83件のご相談がありました。）

5町にお住まいの方は、遠慮なくどの町でも相談ができます。安心して豊かな生活を送れるように、専門の相談員が問題解決のお手伝いをします。また、弁護士・司法書士による無料法律相談日もあります。

日時

毎週月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く） 午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

月曜日 益城町役場 ☎ 096-286-3210

火曜日 御船町役場 ☎ 096-282-1226

水曜日 嘉島町役場 ☎ 096-237-1112

木曜日 甲佐町役場 ☎ 096-234-3223

金曜日 山都町役場 ☎ 72-3133

または 消費者ホットライン

い や や
1 8 8 （3桁の電話番号）

最寄りの相談窓口につながります。

☆相談を受けるにあたり・・・

○相談は無料で秘密やプライバシーは厳守します。

○ご相談でお越しの際は、契約時の書類やチラシ等の資料をご持参ください。

○必要に応じて法律専門家の無料相談を実施します。

今後も継続して消費者被害を未然に防ぐために啓発活動の推進、専門相談員の配置による相談体制の充実を図っていきます。

山都町長
梅田 禎